

狩野川水系河川整備基本方針 本文新旧対照表

令和5年5月26日

国土交通省 水管理・国土保全局

	狩野川水系河川整備基本方針(平成 12 年 12 月策定)	狩野川水系河川整備基本方針(変更案)	変更理由
1	狩野川水系河川整備基本方針 平成 1 2 年 1 2 月 建設省河川局	狩野川水系河川整備基本方針 (変更案) 令和 年 月 国土交通省 水管理・国土保全局	

	狩野川水系河川整備基本方針(平成 12 年 12 月策定)	狩野川水系河川整備基本方針(変更案)	変更理由
	目次	目次	
2	1. 河川の総合的な保全と利用に関する基本方針 …… 4 (1) 流域及び河川の概要 …… 4 (2) 河川の総合的な保全と利用に関する基本方針 …… 10 2. 河川の整備の基本となるべき事項 …… 22 (1) 基本高水並びにその河道及び洪水調節施設への配分に関する事項 …… 22 (2) 主要な地点における計画高水流量に関する事項 …… 23 (3) 主要な地点における計画高水位及び計画横断形に係る川幅に関する事項 …… 24 (4) 主要な地点における流水の正常な機能を維持するため必要な流量に関する事項 …… 25 (参考図) 狩野川水系図 …… 巻末	1. 河川の総合的な保全と利用に関する基本方針 …… 4 (1) 流域及び河川の概要 …… 4 (2) 河川の総合的な保全と利用に関する基本方針 …… 10 ア 災害の発生の防止又は軽減 …… 14 イ 河川の適正な利用及び流水の正常な機能の維持 …… 18 ウ 河川環境の整備と保全 …… 19 2. 河川の整備の基本となるべき事項 …… 22 (1) 基本高水並びにその河道及び洪水調節施設への配分に関する事項 …… 22 (2) 主要な地点における計画高水流量に関する事項 …… 23 (3) 主要な地点における計画高水位及び計画横断形に係る川幅に関する事項 …… 24 (4) 主要な地点における流水の正常な機能を維持するため必要な流量に関する事項 …… 25 (参考図) 狩野川水系図 …… 巻末	

	狩野川水系河川整備基本方針(平成 12 年 12 月策定)	狩野川水系河川整備基本方針(変更案)	変更理由
3	1. 河川の総合的な保全と利用に関する基本方針 (1) 流域及び河川の概要	1. 河川の総合的な保全と利用に関する基本方針 (1) 流域及び河川の概要	
4	狩野川は、その源を静岡県田方郡天城湯ヶ島町の天城山系に発し、伊豆半島中央部の大見川等の支川を合わせながら北流し、田方平野に出て、伊豆長岡町古奈で狩野川放水路を分派し、さらに、箱根山や富士山等を源とする来光川、大場川、柿田川、黄瀬川等を合わせ沼津市において駿河湾に注ぐ、幹川流路延長 46km、流域面積 852 km² の一級河川である。	狩野川は、その源を静岡県伊豆市の天城山系に発し、伊豆半島中央部の大見川等の支川を合わせながら北流し、田方平野に出て、伊豆の国市古奈で狩野川放水路を分派し、さらに、箱根山や富士山等を源とする来光川、大場川、柿田川、黄瀬川等を合わせ沼津市において駿河湾に注ぐ、幹川流路延長 46km、流域面積 852 km² の一級河川である。 狩野川流域は、中流部に広がる田方平野が山地に囲まれた三角州性の低平地であり、その末端に支川黄瀬川による扇状地が押し迫り河口部の流路が狭められている。このため、過去より幾多の災害が発生し、特に昭和 33 年(1958 年)9 月の狩野川台風は、流域全体で死者・行方不明者 853 人、被災家屋 6,775 戸という未曾有の大災害をもたらした。 これらの抜本的対策として計画され、中流部壩之上から江の浦湾までの 3.0k 区間をトンネルと開削路の難工事で 15 年と約 1000 億円^{注 1)}かけて建設した狩野川放水路が昭和 40 年(1965 年)完成し、狩野川からの外水氾濫の軽減が図られ、地域の発展に大きく寄与している。 注 1) 完成当時の総費用を現在価値化した金額	・時点更新(市名)
5	その流域は、静岡県東部に位置し、駿豆地区の中核都市である沼津市をはじめとする 4 市 9 町からなり、この地域における社会・経済・文化の基盤をなしている。さらに、富士箱根伊豆国立公園に囲まれ、豊かな自然環境を有する我が国有	狩野川流域は、静岡県東部に位置し、駿豆地区の中核都市である沼津市をはじめとする 6 市 3 町からなり、流域の関係市町の令和 2 年(2020 年)の人口は、約 65 万人で、過去 30 年の人口推移は概ね横ばいで推移しているが、高齢化率は約 10.8%か	・時点更新(流域市町) ・流域市町人口、高齢化率の追記 ・土地利用の追記

	狩野川水系河川整備基本方針(平成 12 年 12 月策定)	狩野川水系河川整備基本方針(変更案)	変更理由
	数の観光地を擁し、また、地域の生活を支え文化を育む「ふるさとの川」として親しまれており、本水系の治水・利水・環境についての意義は極めて大きい。	ら約 30.1%と大きく変化している。流域の土地利用は、山地等が約 75%、水田や畑地等の農地が約 12%、宅地等の市街地が約 13%となっている。 また、氾濫域に位置する下流域の沼津市や三島市は、東海道新幹線や東名高速道路が東西に通過する交通の要衝になっており、この地域における社会・経済・文化の基盤をなしている。さらに、富士箱根伊豆国立公園に囲まれ、豊かな自然環境を有する我が国有数の観光地を擁し、また、地域の生活を支え文化を育む「ふるさとの川」として親しまれており、本水系の治水・利水・環境についての意義は極めて大きい。	
6	狩野川流域は、火山性の山地によりその大部分が占められ、山地部には年間降水量が 3,000mm を超える多雨地帯を抱えている。中流部に広がる田方平野は、山地に囲まれた三角州性の低平地であり、その末端は、支川黄瀬川による扇状地が押し迫り、狩野川の流路が狭められている。		No. 4 に移動
7	狩野川は、天城山系の渓谷を清流となって下り、その後田方平野を蛇行しながらゆるやかに流れ、下流沼津市街地等における良好な水辺空間を提供している。	狩野川は、天城山系の渓谷を清流となって下り、その後田方平野を蛇行しながら河床勾配 1/100～1/1,800 で緩やかに流れ、下流沼津市街地等における良好な水辺空間を提供している。	・河床勾配を追加
8	天城山系を流下する上流部は、カシやカエデ類等の自然植生が残された渓谷であり、アマゴ、カジカ等の清流に生息する魚類が多い。また浄蓮 じょうれんのたき の滝など随所に点在する滝が変化に富む景観を形成している。	天城山系を流下する上流部は、カシやカエデ類等の自然植生が残された渓谷であり、アマゴ、カジカ等の清流に生息する魚類が多い。また浄蓮 じょうれんのたき の滝など随所に点在する滝が変化に富む景観を形成している。	

	狩野川水系河川整備基本方針(平成12年12月策定)	狩野川水系河川整備基本方針(変更案)	変更理由
9	田方平野を蛇行しながら流下する中流部は、連続する瀬や淵と中洲などが見られ、アユ釣りで賑わっているとともに、水際から高水敷にかけてヨシ、ヤナギ等が連続的に繁茂し、多様な生物の生息・生育地となっている。また、ゆったりとした川面と富士山や天城山系などの富士箱根伊豆国立公園の山々や田方平野の水田が調和した田園的な狩野川特有の落ち着いた景観を形成している。	田方平野を蛇行しながら流下する中流部は、連続する瀬や淵と中洲などが見られ、アユ釣りで賑わっているとともに、水際から高水敷にかけてヨシ、ヤナギ等が連続的に繁茂し、多様な生物の生息・生育・繁殖地となっている。また、ゆったりとした川面と富士山や天城山系などの富士箱根伊豆国立公園の山々や田方平野の水田が調和した田園的な狩野川特有の落ち着いた景観を形成している。	
10	市街地内を緩やかに流れる下流部は、静浦山地や沿岸域に残された緑地と、富士山や伊豆半島の眺望と市街地が融合した水と緑豊かな都市景観を形成している。特に、市街地内を流れており、まちづくりと一体となった河岸整備により、安らぎの水辺空間の形成が図られるとともに、住民の身近な活動空間として日常の散策やイベント等に利用され親しまれている。また、河口付近では、レガッタや平成9年に復活した「我入道 ^{がにゅうどう} の渡し船」などの水面利用が行われているが、近年ではプレジャーボート等の不法係留が顕在化している。	市街地内を緩やかに流れる下流部は、静浦 ^{しずうら} 山地や沿岸域に残された緑地と、富士山や伊豆半島の眺望と市街地が融合した水と緑豊かな都市景観を形成している。また、河口部には小規模ながらもシギ、チドリ類の渡りの中継地ともなる干潟が存在している。 狩野川本川には堰等の横断工作物はなく、アユ、カマキリ(アユカケ)、ウツセミカジカ等の回遊魚が概ね全川を通して確認されている。 市街地内を流れる区間は、まちづくりと一体となった河岸整備により、安らぎの水辺空間の形成が図られるとともに、住民の身近な活動空間として日常の散策やイベント等に利用され親しまれている。また、カヌー等の水面利用が行われ、河口部では、「我入道 ^{がにゅうどう} の渡し」が平成9年(1997年)に復活・運航している。	・河口部干潟を追加 ・連続性を追加 ・表現の適正化 ・特徴となる種の追記 ・表現の適正化

	狩野川水系河川整備基本方針(平成12年12月策定)	狩野川水系河川整備基本方針(変更案)	変更理由
11	富士山、箱根山等を水源とする清冽な湧水から発する支川柿田川は、年間を通して水量・水質ともに安定し、ミシマバイカモをはじめとする希少な水生植物や、一般的には河川の中・上流部に生息するアマゴのほか、カワセミ・ヤマセミ等の生物を育む他、河岸が緑で連続的におおわれ水と緑の織りなす良好な自然環境を形成しており、都市域の憩いの空間として多くの人々に親しまれている。しかしながら、100万m ³ /日を誇る湧水量は、水源となる地下水の利用の増加等により近年減少傾向にあり、関係機関や住民との連携により、このような類い希で貴重な生態系が見られる水と緑の空間の保全の取組がなされている。	富士山、箱根山等を水源とする清冽な湧水から発する支川柿田川は、年間を通して水量・水質ともに安定し、ミシマバイカモをはじめとする希少な水生植物や、一般的には河川の中・上流部に生息するアマゴのほか、カワセミ・ヤマセミ等の生物を育むほか、河岸が緑で連続的におおわれ水と緑の織りなす良好な自然環境を形成しており、都市域の憩いの空間として多くの人々に親しまれている。 一方、特定外来生物であるオオカワヂシャなどの外来種の侵入も見られ、在来の希少な水生植物への影響が懸念されている。 100万m ³ /日を誇る湧水量は、近年は 安定しており 、関係機関や住民との連携により、このような類い希で貴重な生態系が見られる水と緑の空間の保全の取組がなされている。	・ 外来種の懸念を追加 ・ 表現の適正化
12		また、狩野川水系最大の支川である黄瀬川は、御殿場市に源を発し、湧水や雪解け水を集めて富士山の噴火で流出した三島溶岩流の岩盤を削りながら南流し、下流部は扇状地を形成して田方平野の一部を占める。アユ等の回遊魚やカワセミ、ヤマセミ、カモ類の鳥類など多くの生物の生息・生育・繁殖地となっている。	・ 支川黄瀬川を追加
13	さらに、狩野川流域では、各地で湧水の保全や水辺の自然環境の再生・復元を目指す取組として、企業や行政と連携した住民活動が行われており、水と緑の空間の保全に果たす住民活動の意義は大きい。	狩野川では、沼津市の「かのがわ風のテラス」や函南町の「川の駅 伊豆ゲートウェイ函南」、伊豆の国市かわまちづくり計画など、まちづくりと一体となった水辺が計画・整備されている。また、狩野川流域では、環境学習や体験イベントといった水辺空間の利用を通じて、狩野川の魅力や川を拠点とした歴史・文化の発信に関する新たな取組が積極的に行われている。	・ かわまちづくりの取組実施水系のため追記

	狩野川水系河川整備基本方針(平成 12 年 12 月策定)	狩野川水系河川整備基本方針(変更案)	変更理由
		さらに狩野川流域では、地域連携を深めるための情報交換と人的交流を促進することを目的として、河川の維持、河川環境の保全などの河川の管理につながる活動を自発的に行っている河川に精通する団体等により、様々な住民活動が展開されているとともに、各地で湧水の保全や水辺の自然環境の保全・創出を目指す取組として、企業や行政と連携した住民活動も行われており、このような活動は水と緑の空間の保全を果たす上での意義は大きい。	・ 河川協力団体等の活動の記載を追加
14	水質については、水系内の全ての環境基準点における BOD75%値は、概ね環境基準値を満たしているが、下水道整備の遅れ等により、本川下流や一部支川で流況の悪い年には環境基準値を上回ることが見られる。	水質については、水系内の全ての環境基準点における BOD75%値は、概ね環境基準値を満たしている。	・ 表現の適正化
15	狩野川流域は、多雨地帯を抱えていることや地形的特徴から、往古より幾多の災害が発生している。特に、昭和 33 年 9 月の狩野川台風は、流域全体で死者・行方不明者 853 人、被災家屋 6,775 戸という未曾有の大災害をもたらしたほか、昭和 40 年に狩野川放水路が完成した後も、昭和 51 年 8 月、昭和 57 年 9 月、平成 10 年 8 月・9 月と整備が遅れている支川の越水氾濫や、内水等による被害が多発している。	狩野川流域では、昭和 33 年(1958 年)9 月の狩野川台風により、流域全体で死者・行方不明者 853 人、被災家屋 6,775 戸という未曾有の大災害をもたらしたほか、昭和 40 年(1965 年)の狩野川放水路の完成後外水被害が軽減されたものの、昭和 51 年(1976 年)8 月、昭和 57 年(1982 年)9 月、平成 10 年(1998 年)8 月・9 月、令和元年(2019 年)10 月の令和元年東日本台風と整備が遅れている支川の越水氾濫や、内水等による浸水被害が多発している。	・ 西暦追記
16	狩野川水系における本格的な治水事業は、昭和 2 年に直轄事業として大仁における計画高水流量を 1,700m ³ /sec とし、修善寺橋から下流の改修工事に着手したのが始まりである。その後、昭和 23 年 9 月のアイオン台風による洪水を契機に、	狩野川水系における本格的な治水事業は、昭和 2 年(1927 年)に直轄事業として大仁 ^{おおひと} における計画高水流量を 1,700m ³ /s とし、修善寺橋から下流の改修工事に着手したのが始まりである。その後、昭和 23 年(1948 年)9 月のアイオン台風による	・ 西暦追記

	狩野川水系河川整備基本方針(平成 12 年 12 月策定)	狩野川水系河川整備基本方針(変更案)	変更理由
	昭和 26 年に狩野川放水路の工事に着手した。しかし、昭和 33 年 9 月の狩野川台風による災害に鑑み、大仁における計画高水流量を 4,000m ³ /sec、狩野川放水路への分派量を 2,000m ³ /secに見直し、昭和 40 年に放水路を完成させた。昭和 42 年には、一級河川の指定を受け、これらの計画を踏襲した工事実施基本計画を策定し、これまでに築堤、護岸や屈曲部の河道付替え等の整備と沿川の都市化の進展に伴い深刻化した内水被害の軽減を図っている。	洪水を契機に、昭和 26 年(1951 年)に狩野川放水路の工事に着手し、昭和 33 年(1958 年)9 月の狩野川台風による災害に鑑み、大仁における計画高水流量を 4,000m ³ /s、狩野川放水路への分派量を 2,000m ³ /sに見直し、昭和 40 年(1965 年)に放水路を完成させた。昭和 42 年(1967 年)には、一級河川の指定を受け、これらの計画を踏襲した工事実施基本計画を策定し、これまでに堤防整備、護岸や屈曲部の河道付替え等の整備と沿川の都市化の進展に伴い深刻化した内水被害の軽減を図っている。	
17		平成 9 年(1997 年)の河川法改正に伴い、狩野川水系河川整備基本方針を平成 12 年(2000 年)12 月に策定し、基準地点大仁における基本高水のピーク流量、計画高水流量については、既往洪水等による検証結果を踏まえ、工事実施基本計画を踏襲した。平成 17 年(2005 年)12 月には当面の目標として、目標流量を基準点大仁地点で 3,100m ³ /s とする河川整備計画を策定した。この計画に基づき、河道掘削や堤防整備・強化等を実施している。	・ 現行方針の策定、河川整備計画の策定、策定以降の事業追加
18		平成 27 年 9 月関東・東北豪雨(2015 年)を受けて、平成 27 年(2015 年)12 月に策定された「水防災意識社会再構築ビジョン」に基づき、平成 28 年(2016 年)5 月に狩野川水防災協議会を設立した。その後、平成 30 年(2018 年)5 月には、想定最大規模降雨による災害の軽減に資する取組を総合的かつ一体的に推進するため、国および県の協議会を統合した「静岡県東部地域大規模氾濫減災協議会」を設置し、「水防災意識社	・ 水防災意識社会再構築に関する取組の追記

	狩野川水系河川整備基本方針(平成 12 年 12 月策定)	狩野川水系河川整備基本方針(変更案)	変更理由
		会」の再構築を目的に、国、県、市町等が連携・協力して、減災のための目標を共有し、ハード対策とソフト対策を一体的・計画的に推進してきた。	
19		令和元年(2019 年)10 月の令和元年東日本台風では、湯ヶ島雨量観測所で昭和 33 年(1958 年)9 月の狩野川台風を超える総雨量約 780mm を記録したが、狩野川放水路の整備等により狩野川本川からの氾濫を防ぐことができ、人的被害をゼロに抑えることができた。一方で内水被害は発生しており、令和元年(2019 年)10 月以外の近年においても、平成 14 年(2002 年)10 月、平成 16 年(2004 年)10 月、平成 17 年(2005 年)8 月、平成 19 年(2007 年)9 月、令和元年(2019 年)10 月と内水等による被害が多発している。	・ 令和元年東日本台風の状況の追記
20		さらに、気候変動の影響による水害の頻発化・激甚化を踏まえ治水対策を抜本的に強化するため、狩野川流域治水協議会が設立され、令和 3 年(2021 年)3 月に「狩野川水系流域治水プロジェクト」を策定し、河川整備に加え、あらゆる関係者が協働して、流域の貯留機能の向上等を組み合わせた流域全体で水害を軽減させる治水対策を推進している。	・ 流域治水プロジェクトの追記
21	また、昭和 54 年には静岡県全域が東海地震に係る地震防災対策強化地域に指定され、河口部の高潮堤の補強対策等を行ってきた。	また、昭和 54 年(1979 年)には静岡県全域が東海地震に係る地震防災対策強化地域に指定され、河口部の高潮堤の補強対策等を行ってきた。その後、平成 23 年(2011 年)に発生した東北地方太平洋沖地震を教訓とし、南海トラフ巨大地震の被害想定を踏まえ、静岡県第 4 次被害想定が策定され、高潮堤等の耐震対策に取り組んでいる。	・ 西暦追記 ・ 静岡県第 4 次被害想定の方針を追記

	狩野川水系河川整備基本方針(平成 12 年 12 月策定)	狩野川水系河川整備基本方針(変更案)	変更理由
		静岡県第 4 次被害想定、水防災意識社会再構築ビジョンの公表など狩野川をとりまく社会情勢の変化を踏まえ、平成 28 年(2016 年) 12 月に河川整備計画を変更し、ハード・ソフト対策を一体として推進している。	
22	さらに、流域の大半が脆弱な火山噴出物で覆われ、大雨などで崩壊しやすい地質構造となっていることから、狩野川台風を契機として昭和 34 年に上流域の直轄砂防工事に着手し、土砂流出の抑制を図っている。	さらに、流域の大半が脆弱な火山噴出物で覆われ、大雨などで崩壊しやすい地質構造となっていることから、狩野川台風を契機として昭和 34 年(1959 年)に上流域の直轄砂防工事に着手し、土砂流出の抑制を図っている。令和元年(2019 年) 10 月の令和元年東日本台風では、整備された砂防堰堤等が効果を発揮し、流域内の被害の軽減につながった。	・西暦追記 ・令和元年東日本台風における砂防事業の効果を追記
23	河川水の利用については、狩野川水系の豊富な水量と良好な水質が、古くから繊維業、製紙業、醸造業等の発展に寄与してきた。特に、天城山系の清流を利用したワサビ栽培は、全国一の生産額を誇っている。現在、狩野川の河川水は、農業用水として約 4,100ha に及ぶ耕地のかんがい利用されるとともに、発電用水として明治 44 年に建設された梅木発電所をはじめとする 7 箇所の水力発電所で使用され、総最大出力約 12,000kW の電力供給が行われている。また、柿田川の湧水は、駿豆地区の水道用水や沼津市、三島市等の工業用水として利用されている。一方、隣接する他流域の芦ノ湖より導水している深良用水(1670 年完成)は、地形と地質上の制約から水に恵まれない黄瀬川流域の農業用水の安定供給などに重要な役割を担っている。	河川水の利用については、狩野川水系の豊富な水量と良好な水質が、古くから繊維業、製紙業、醸造業等の発展に寄与してきた。特に、天城山系の清流を利用したワサビ栽培は、全国一の生産額を誇っている。現在、狩野川の河川水は、農業用水として約 9,500ha に及ぶ耕地のかんがい利用されるとともに、発電用水として明治 44 年(1911 年)に建設された梅木発電所をはじめとする 7 箇所の水力発電所で使用され、総最大出力約 10,000kW の電力供給が行われている。また、柿田川の湧水は、駿豆地区の水道用水や沼津市、三島市等の工業用水として利用されている。一方、隣接する他流域の ^{あしのこ} 芦ノ湖から導水している深良用水(1670 年完成)は、地形と地質上の制約から水に恵まれない黄瀬川流域の農業用水の安定供給などに重要な役割を担っている。	・時点更新
24	(2) 河川の総合的な保全と利用に関する基本方針	(2) 河川の総合的な保全と利用に関する基本方針	

	狩野川水系河川整備基本方針(平成12年12月策定)	狩野川水系河川整備基本方針(変更案)	変更理由
25	狩野川水系では、洪水から貴重な生命・財産を守り、地域が安心して暮らせる社会基盤の形成を図ると同時に、各種用水を質、量的に安定供給し、また、アユや湧水に代表される自然豊かな環境を守り育み後世に継承するとともに、地域の個性と活力、文化が実感できる川づくりを目指すため、関係機関や地域住民との連携を強化する。さらに、河川の多様性を意識しつつ治水・利水・環境に関わる施策を総合的に展開する。	気候変動の影響により頻発化・激甚化する水災害に対し、貴重な生命、財産を守り、地域住民の安全と安心を確保するとともに、持続可能で強靱な社会の実現を目指す。	・気候変動の影響を考慮する観点、「流域治水」の観点を追記
26		狩野川水系では、想定し得る最大規模までのあらゆる洪水に対し、人命を守り、経済被害を軽減するため、河川の整備の基本となる洪水の氾濫を防ぐことに加え、氾濫の被害をできるだけ減らすよう河川整備等を図る。さらに、集水域と氾濫域を含む流域全体のあらゆる関係者が協働して行う総合的かつ多層的な治水対策を推進するため、関係者の合意形成を推進する取組の実施や、自治体等が実施する取組の支援を行う。	・河川整備基本方針の根幹の考え方を明記 ・関係機関や地域住民等と連携した推進について追記
27		本川及び支川の整備にあたっては、本支川及び上下流バランスや背後地・河川利用状況などを考慮し、想定される被害の特徴に応じた対策を講じるとともに、沿川の土地利用と一体となった貯留・遊水機能の確保を考慮した整備を通じ、それぞれの地域で安全度の向上・確保を図りつつ、流域全体で水災害リスクを低減するよう、水系として一貫した河川整備を行う。 そのため、国及び県管理区間でそれぞれが行う河川整備や維持管理に加え、河川区域に接続する沿川の背後地において公園や農業用施設等を活用した雨水貯留施設の機能強化等も含め、	・河川の利用への配慮等の観点を追記 ・遊水機能の保全を考慮し河川整備を実施することを追記 ・管理者ごとの対策でなく、各実施主体が連携し施策を実施する旨を追記

	狩野川水系河川整備基本方針(平成 12 年 12 月策定)	狩野川水系河川整備基本方針(変更案)	変更理由
		市町等と連携して行う対策について、相互の連絡調整や進捗状況等の共有について強化を図る。 なお、沿川における貯留・遊水機能の確保については、特定都市河川浸水被害対策法等の活用を含め検討を行う。	
28		また、各種用水を質・量的に安定供給し、アユや湧水に代表される自然豊かな環境を守り育み後世に継承するとともに、地域の個性と活力、文化が実感できる川づくりを目指すため、関係機関や地域住民との連携を強化する。さらに、河川の多様性を意識しつつ治水・利水・環境に関わる施策を総合的に展開する。	・ 25 から移動 ・ 表現の適正化
29		なお、気候変動の影響が顕在化している状況を踏まえ、水理・水文や土砂移動、水質観測、動植物の生息・生育・繁殖環境に係る調査も継続的に行い、温暖化に対する流域の降雨・流出特性や洪水の流下特性、降雨量等の変化、河川生態系等への影響把握に努め、これらの情報を流域の関係者と共有し、施策の充実を図る。	・ 気候変動の影響に関するモニタリングの追記
30		併せて、流域全体で総合的かつ多層的な治水対策を推進するためには、様々な立場で主体的に参画する人材が必要である。このため、より多くの関係者が狩野川への認識を深めるための防災・環境教育などの取組を進める。また、大学や研究機関、河川に精通する団体等とも更なる連携を図り、専門性の高い様々な情報を立場の異なる関係者に分かりやすく伝えられる人材の育成に努める。	・ 人材育成追記

	狩野川水系河川整備基本方針(平成 12 年 12 月策定)	狩野川水系河川整備基本方針(変更案)	変更理由
31	このような考えのもとに、河川工事・河川工作物の現状、砂防・治山工事の実施及び水害発生状況、河川の利用状況（水産資源の保護及び漁業を含む。）、流域の文化並びに河川環境の保全を考慮し、また、関連地域の社会経済情勢との調和や環境基本計画等との調整を図り、かつ、土地改良事業等の関連工事及び既存の水利施設等の機能の維持に十分配慮して、水源から河口まで一貫した計画のもとに、段階的な整備を進めるに当たっての目標を明確にして、河川の総合的な保全と利用を図る。	河川工事・河川工作物の現状、砂防・治山工事の実施及び水害発生状況、河川の利用状況（水産資源の保護及び漁業を含む。）、流域の文化並びに河川環境の保全を考慮し、また、関連地域の社会経済情勢との調和や環境基本計画等との調整を図り、かつ、土地改良事業等の関連工事及び既存の水利施設等の機能の維持に十分配慮して、水源から河口まで一貫した計画のもとに、段階的な整備を進めるに当たっての目標を明確にして、河川の総合的な保全と利用を図る。	
32		水のもたらす恩恵を享受できるよう、流域において関係する行政などの公的機関・有識者・事業者・団体・住民等の様々な主体が連携して、地下水利用の適正化、流域の水利用の合理化、森林整備・保全対策の実施等、健全な水循環の維持又は回復のための取組を推進する。とりわけ、かつては減少傾向が見られた柿田川などの湧水は、地域の生活・産業を支える一方、貴重な環境を育んでいることから、その保全を図る。	・ 67 から移動 ・ 水循環の記載の適正化
33		河川の維持管理に関しては、災害の発生の防止、河川の適正な利用、流水の正常な機能の維持及び河川環境の整備と保全の観点から、河川の有する多面的機能を十分に発揮できるように地域住民や関係機関と連携しながら適切に行う。特に、狩野川放水路をはじめ排水機場、樋門等の河川管理施設の機能改善等を計画的に実施し、これらの施設管理に当たっては、操作の確実性を確保しつつ、高度化、効率化を図る。また、河川や地域の特性を反映した維持管理にかかる計画を定め、実施体制の充	・ 68, 69 から移動 ・ 河川維持管理計画、河川管理施設の長寿命

	狩野川水系河川整備基本方針(平成 12 年 12 月策定)	狩野川水系河川整備基本方針(変更案)	変更理由
		実を図るとともに、河川の状況や社会経済情勢の変化等に応じて適宜見直しを行う。さらに予防保全型のメンテナンスサイクルを構築し、継続的に発展させるよう努める。河道内の植生群落については、河川環境の保全及び災害防止の観点から適正に管理する。 湧水の保全や河川清掃・河川愛護活動など、地域住民が自主的に行う河川管理への幅広い参画等を支援するとともに、関係機関等との連携を強化し、流域全体の河川環境の向上に努める。	化計画について追加
34		流域の源頭部から海岸までの一貫した総合的な土砂管理の観点から、国、県、市町などが相互に連携し、流域における河床高の経年変化、土砂移動量の定量把握、土砂移動と河川生態系への影響に関する調査・研究に取り組む。 なお、土砂動態については、気候変動による降雨量の増加等により変化する可能性もあると考えられることから、モニタリングを継続的に実施し気候変動の影響の把握に努め、必要に応じて対策を実施していく。	・総合的な土砂管理の観点について追加 ・土砂動態への気候変動影響
35		ア 災害の発生防止又は軽減	
36	災害の発生防止又は軽減に関しては、狩野川放水路により洪水被害を軽減するとともに、河川環境の保全に配慮しながら堤防と河道の整備を行い、計画規模の洪水や高潮に対処するほか、内水対策を実施する。これらに当たって、地震防災を図るため、堤防強化等を実施する。あわせて、整備途上段階での施設能力以上の出水が発生した場合においても被	災害の発生防止又は軽減に関しては、河道や沿川の状況等を踏まえ、それぞれの地域特性に合った治水対策を講じる。背後地の人口・資産の集積状況をはじめ、流域の土地利用、狩野川の豊かな自然環境のほか、本川や支川等の沿川地域の水害リスクの状況、河川空間や河川水の利活用、土砂移動の連続性や生物・物質循環に配慮しながら、水系全体として本支川ともに	・河川整備の留意点を拡充

	狩野川水系河川整備基本方針(平成 12 年 12 月策定)	狩野川水系河川整備基本方針(変更案)	変更理由
	害をできるだけ軽減できるよう必要に応じ堤防強化等を実施するとともに、計画規模を上回る洪水が発生した場合にも被害を極力抑えるよう努める。	バランスよく治水安全度を向上させる。 基本高水を上回る洪水及び整備途上段階での施設能力以上の洪水が発生した場合においても、関係機関と連携し、浸水しやすい地区における水害に強い地域づくりの推進を図るとともに、被害をできるだけ軽減できるよう必要に応じ対策を実施する。	
37		国、自治体、流域内の企業や住民などあらゆる関係者が水害に関するリスクを共有し、その軽減に努めるとともに、水害発生時には逃げ遅れることなく命を守り、社会経済活動への影響を最小限にするため、あらゆる対策を速やかに実施していく。対策にあたっては、中高頻度など複数の確率規模の浸水想定や、施設整備前後の浸水想定など多段階のハザード情報を活用していく。 段階的な河川整備の検討に際して、さまざまな洪水が発生することも想定し、基本高水に加え可能な限り発生が予測される降雨パターンを考慮して、地形条件等により水位が上昇しやすい区間や氾濫した場合に特に被害が大きい区間等における氾濫の被害をできるだけ抑制する対策等を検討する。その際には、各地域及び流域全体の被害軽減、並びに地域の早期復旧・復興に資するよう、必要に応じ、関係機関との連絡調整を図る。	・多段階のハザード情報を踏まえた段階的河川整備 ・気候変動により発生が予測される降雨パターンへの対応を追記 ・河川管理者が実施する被害軽減対策の充実について追記
38		さらに、想定し得るあらゆる洪水に対し、流域の関係者と連携し、人命を守り経済被害の軽減に取り組む。 氾濫をできるだけ防ぐ・減らすために、流域内の土地利用や雨水貯留等の状況の変化等の把握、及び治水効果の定量的・定	・関係機関や地域住民、民間企業等と連携した推進について追記

	狩野川水系河川整備基本方針(平成12年12月策定)	狩野川水系河川整備基本方針(変更案)	変更理由
		性的な評価を関係機関と協力して進め、これらを流域の関係者と共有し、より多くの関係者の参画及び効果的な対策の促進に努める。	
39		被害対象を減少させるために、流域の関係者に低中高頻度といった複数の確率規模の浸水や施設整備前後の浸水を想定した多段階のハザード情報を提供する等、関係する市町や県の都市計画・建築部局等が地域の持続性を踏まえ、土地利用規制や立地の誘導等の防災まちづくりを推進できるよう技術的支援を行う。	・関係機関や地域住民、民間企業等と連携した推進について追記 ・河川管理者の支援の観点を追記
40	さらに、洪水等の発生時の被害を極力抑えるため、水防活動との連携、ハザードマップ等の提供、水防警報・洪水予報の充実、河川情報の収集と伝達体制の整備、避難計画の整備、土地利用計画との調整、住まい方の工夫、越水しても被害を最小限にする対策などを関係機関や地域住民と連携して幅広く推進する。	被害の軽減、早期復旧・復興のために、水防活動との連携、ハザードマップ等の提供、水防警報・洪水予報の充実、河川情報の収集と伝達体制の整備、避難計画の整備を図り、自助・共助・公助等の精神のもと、市町長による避難指示の適切な発令、住民等の自主的な避難、的確な水防活動、円滑な応急活動の実施等を促進する。また、デジタル技術を導入・活用し、個人の置かれた状況や居住地の水災害リスクに応じて適切な防災行動がとれるよう、地域住民の理解促進に資する啓発活動を推進する。さらに、地域住民も参加した防災訓練等により災害時のみならず平常時からの防災意識を向上させ、避難の実効性の確保を関係機関や地域住民と連携して推進する。	・関係機関や地域住民等との連携する内容を踏まえて修正
41		これらの方針に沿って、堤防整備、河道掘削により河積を増大させるとともに、必要に応じて護岸整備等を実施する。また、狩野川放水路からの分派量を増大させることにより必要な流量を調節し、基本高水に対し安全に流下させる。	

	狩野川水系河川整備基本方針(平成 12 年 12 月策定)	狩野川水系河川整備基本方針(変更案)	変更理由
		狩野川放水路の改築に伴う海域及び動植物への影響等について事前に調査・予測・評価を行い、環境に配慮した整備を行う。	
42		河積の増大にあたっては、洪水時の本川のみならず支川も含めた水位の縦断変化等について継続的な調査観測を行い、結果を反映した河川整備や適切な維持管理を実施する。	
43		内水被害の著しい地域においては、気候変動による降雨分布の変化に注視しながら河道や沿川の状況等を踏まえ、関係機関と連携・調整を図りながら、河川管理者はもとより、流域の関係機関が保有する排水ポンプ等の活用に加え、関係機関が実施する排水機場整備、雨水貯留施設の機能強化等、自治体が実施する内水対策に必要な支援を行う。	・内水被害軽減対策に必要な支援を追記
44		土砂・洪水氾濫による被害のおそれがある流域においては、沿川の保全対象の分布状況を踏まえ、一定規模の外力に対し土砂・洪水氾濫及び土砂・洪水氾濫時に流出する流木による被害の防止を図るとともに、それを超過する外力に対しても被害の軽減に努める。 対策の実施にあたっては、土砂、流木の生産抑制・捕捉等の対策を実施する砂防部局等の関係機関と連携・調整を図り、土砂の流送制御のための河道形状の工夫や河道整備を実施する。あわせて、施設能力を超過する外力に対し、土砂・洪水氾濫によるハザード情報を整備し、関係住民等への周知に努める。 なお、土砂・洪水氾濫は気候変動により頻発化しており、現在対策を実施していない地域においても、将来の降雨量の増加	・土砂・洪水氾濫対策の取組を追記

	狩野川水系河川整備基本方針(平成 12 年 12 月策定)	狩野川水系河川整備基本方針(変更案)	変更理由
		や降雨波形の変化、過去の発生記録、地形や保全対象の分布状況等の流域の特徴の観点から土砂・洪水氾濫の被害の蓋然性の高いと考えられる地域において、今後、必要に応じて対策を検討・実施する。	
45		河川津波対策にあたっては、発生頻度は極めて低いものの、発生すれば甚大な被害をもたらす「最大クラスの津波」は施設対応を超過する事象として、住民等の生命を守ることを最優先とし、流域の関係者が一体となって減災対策を実施するとともに、最大クラスの津波に比べて発生頻度が高く、津波高は低いものの大きな被害をもたらす「計画津波」に対しては、津波による災害から人命や財産等を守るため、海岸における防御と一体となって河川堤防等により津波災害を防御するものとする。	・地震、津波対策の観点の追記
46		堤防、堰、排水機場、樋門、放水路等の河川管理施設の管理については、常に良好な状態に保持し、その機能を確保するように維持補修や機能改善を計画的に行うとともに、操作の確実性を確保しつつ、施設管理の高度化、効率化を図る。また、操作員の安全確保や迅速・確実な操作のため、河川管理施設の自動化・遠隔操作化を推進する。なお、内水排除のための施設については、排水先の河川の出水状況等を把握し、関係機関と連携・調整を図りつつ適切な運用を行う。さらに、流域全体を俯瞰し、維持管理の最適化が図られるよう、国及び県の河川管理者間の連携強化に努める。	・維持管理の連携強化を追記
47		河道内の樹木については、樹木の繁茂による河積阻害や洪水時の樹木流出等による河川管理施設への影響等を防止するた	・河道内樹木の管理について追記

	狩野川水系河川整備基本方針(平成 12 年 12 月策定)	狩野川水系河川整備基本方針(変更案)	変更理由
		め、河川環境の保全に配慮した上で計画的な伐開等の適正な管理を実施する。 また、河道内の州の発達や深掘れの進行等についても、適切なモニタリング及び管理を実施する。	・河道の維持管理について追記
48		狩野川の流域自治体では、令和 2 年(2020 年)の都市再生特別措置法の改正を踏まえ、今後居住や都市機能を誘導するエリアにおいて、災害リスクの高い地域を抽出し、地区毎の防災上の課題を整理し、災害リスクの分析とリスクの回避と低減のために必要な対策の取組方針等を定める「防災指針」の策定に向けた検討を実施予定である。これら自治体の取組と河川管理者が実施する河川整備等の取組の連携を図りながら、流域の治水安全度の向上を図る。	・地元自治体の取組と連携についての追記
49		流域内の土地利用や農地・ため池等の雨水の貯留・遊水機能の状況の把握やその機能の保全に向けた取組についても関係機関と協力して進め、これらの情報を流域の関係者と共有し、より多くの関係者の取組への参画及び効果的な対策の促進に努める。	・農地、ため池等の保全の観点の追記 ・関係機関との連携した取組の推進について追記
50		狩野川中流域は低平地であり、狩野川の洪水時には、直轄の排水機場をはじめ、湛水防除事業、下水道事業により内水対策が行われているが、都市化の進展等により内水被害が頻発していることも踏まえ、ハザードマップやマイ・タイムラインの作成支援、地域住民も参加した防災訓練等により災害時のみならず平常時からの防災意識の向上を図る。	・関係機関や地域住民と連携した活動の推進について追記
51	また、支川及び本川上流区間については、本支川及び上下		・27 へ移動

	狩野川水系河川整備基本方針(平成12年12月策定)	狩野川水系河川整備基本方針(変更案)	変更理由
	流間のバランスを考慮し、水系として一貫した河川整備を行う。		
52		加えて、流域対策の検討状況、科学技術の進展、将来気候の予測技術の向上、将来降雨データの充実等を踏まえ、関係機関と連携し、更なる治水対策の改善にも努める。	・改善の考え方追加
53		イ 河川の適正な利用及び流水の正常な機能の維持	
54	河川水の利用に関しては、現在、良好な河川環境のもとに駿豆地区の発展に欠かせない各種用水が確保されていることから、今後とも適正な水利用が図られるように努める。将来、新たな水需要が生じた場合にも、関係機関と調整しながら水資源の合理的かつ有効な利用の促進を図る。また、渇水等の被害を最小限に抑えるため、情報提供、情報伝達体制の整備及び利水者相互間の水融通の円滑化などを関係機関や地域住民等と連携して推進する。	河川水の利用に関しては、現在、良好な河川環境のもとに駿豆地区の発展に欠かせない各種用水が確保されていることから、今後とも適正な水利用が図られるように努める。将来、新たな水需要が生じた場合にも、関係機関と調整しながら水資源の合理的かつ有効な利用の促進を図る。また、渇水等の被害を最小限に抑えるため、情報提供、情報伝達体制の整備及び利水者相互間の水融通の円滑化などを関係機関や地域住民等と連携して推進する。	
55		ウ 河川環境の整備と保全	
56	河川環境の整備と保全に関しては、特に、多くの生物を育んでいる瀬や淵、中洲など、河道の多様性の維持、再生について積極的に取り組み、狩野川の代表種であるアユをはじめとする多様な動植物が生息・生育する良好な河川環境の保全・整備を図る川づくりを推進する。このため、流域の生態系、水環境等の調査を行い、その状態についての的確に把握するとともに、良好な河川環境の整備と保全を図る。	河川環境の整備と保全に関しては、流域全体の自然の営みを視野に入れ、地域の暮らしや歴史・文化との調和にも配慮し、狩野川が本来有している生物の生息・生育・繁殖環境及び多様な河川景観を保全・創出し、次世代に継承する。このため、流域の自然的、社会的状況を踏まえ、湧水等の水環境や土砂動態、多様な動植物を育む瀬・淵、河畔林、水際植生、河跡湖、干潟等の定期的なモニタリングを行いながら、河川環境の目標を定め、生態系ネットワークの形成にも寄与する良好な河川環境の	・流域全体、地域との関わり、繁殖、河川景観、保全創出等を追加

	狩野川水系河川整備基本方針(平成 12 年 12 月策定)	狩野川水系河川整備基本方針(変更案)	変更理由
		保全・創出を図る。 生態系ネットワークの形成にあたっては、流域の自然環境の保全や創出を図るほか、まちづくりと連携した地域経済の活性化やにぎわいの創出を図る。自然環境が有する多面的な機能を考慮し、治水対策を適切に組み合わせることにより、持続可能で魅力ある国土・都市・地域づくりを関係機関と連携して推進する。また、連続性が確保され、アユ等の回遊魚が支障なく狩野川を移動できる環境を維持し、河川周辺の森林など流域の自然環境の保全・創出を図る。 河川環境に影響を与える特定外来生物等については、定期的なモニタリングにより継続的に把握・監視を行い、地域と連携した駆除等の対策に努める。 また、新たな学術的な知見も取り入れながら生物の生活史全体を支える環境の確保を図る。	・ 連続性、生態系ネットワークを追加 ・ 外来種対策追加
57		上流部においては、アマゴ、カジカ等の生息・繁殖環境となる連続した瀬と淵を保全するとともに、アユ等が生息しており、生息・繁殖地としての河川環境の保全・創出を図る。	・ 区域別の目標を追記
58		中流部においてはアユやカマキリ（アユカケ）、ウツセミカジカ等の生息・繁殖環境となる連続した瀬と淵の保全や移動の連続性の確保を図るとともに、トンボ類やチョウ類、セッカ等の鳥類の生息・繁殖地となる水際植生や河畔林等の保全・創出を図る。	・ 区域別の目標を追記
59		下流部においては、シギ・チドリ類の渡りの中継地やカモ類の集団分布地、ニホンウナギが生息する等、多様な生物の生息・	・ 区域別の目標を追記

	狩野川水系河川整備基本方針(平成 12 年 12 月策定)	狩野川水系河川整備基本方針(変更案)	変更理由
		生育・繁殖環境となっている干潟を保全・創出するとともに、アユ等の生息地である水域環境の保全・創出を図る。また、適正な河川の利活用を推進し、豊かな自然を備えた水辺空間と触れ合い、多様な生物が息づく河川環境を体感できる施策を推進することにより、河川と人間の密接な関係の再構築に努める。	
60		支川柿田川においては、かけがえのない財産として後世へ継承するため、関係機関や地域住民等と一体となり、今後も柿田川のミシマバイカモやナガエミクリ、アマゴ等が生息・生育・繁殖する貴重な湧水環境や、アユやカマキリ（アユカケ）、ウツセミカジカ等が狩野川本川と自由に行き来できる連続性の保全・創出を図る。また、河川環境に影響を与える外来種については、定期的なモニタリングにより継続的に把握・監視を行っていくとともに、地域と連携した駆除等の対策に努める。	・ 区域別の目標を追記
61		支川黄瀬川においては、多様な生物の生息・生育・繁殖地となっている瀬と淵や水際植生等を保全・創出するとともに、アユ等が生息・繁殖しており、生息・繁殖地としての河川環境の保全・創出を図る。	・ 区域別の目標を追記
62		良好な景観の保全・創出については、富士箱根伊豆国立公園等、狩野川水系を特徴づける自然景観や地域の歴史的・文化的な背景を踏まえ、河川が本来有する良好な河川景観の保全を図るとともに、治水や沿川の土地利用状況との調和を図りつつ、沿川自治体等の関連計画等と整合・連携し、観光資源や貴重な憩いの水辺空間の保全・創出を図る。	・ 景観の保全・創出の記載を追加

	狩野川水系河川整備基本方針(平成 12 年 12 月策定)	狩野川水系河川整備基本方針(変更案)	変更理由
63	また、自然環境との調和を図りながら、適正な河川の利活用を推進し、豊かな自然を備えた水辺空間とふれあい、多様な生物が息づく河川環境を体感できる施策を推進することにより、河川と人間の密接な関係の再構築に努める。	人と河川との豊かなふれあいの確保については、多様な動植物の生息、生育・繁殖環境に配慮しつつ、地域住民の生活基盤や歴史、文化、風土を形成してきた狩野川の恵みを活かし、川や自然とのふれあい、水遊び、釣り、散策、憩いの場やレクリエーション等の河川利用、環境学習の場の整備・保全を図る。その際、高齢者をはじめとして誰もが安心して川や自然に親しめるようユニバーサルデザインに配慮する。また、沿川の自治体が立案する地域計画等と連携・調整を図り、河川利用に関する多様なニーズを十分反映するなど、地域の活性化や持続的な地域づくりのため、まちづくりと連携した川づくりを推進する。	・表現の適正化
64	特に、柿田川については、多くの人々の力により、類い希で貴重な生態系が保全された水と緑の空間であり、かけがえない財産として後世へ継承するため、関係機関や地域住民等と一体となり、今後ともその保全に努める。		・60 に移動
65		水質については、河川の利用状況、沿川地域の水利用状況、現状の環境を考慮し、下水道等の関連事業や関係機関との連携・調整、地域住民との連携を図りながら、良好な水質の保全を図る。	・水質の取り組みの記載を追加
66		今後も環境に関する情報収集やモニタリングを関係機関と連携しつつ適切に行い、河川整備や維持管理に反映させるとともに、得られた情報については地域との共有に努める。	・環境モニタリングを追記

	狩野川水系河川整備基本方針(平成 12 年 12 月策定)	狩野川水系河川整備基本方針(変更案)	変更理由
67		河川敷地の占用及び許可工作物の設置、管理においては、現状の河川敷利用を踏まえつつ、動植物の生息・生育・繁殖環境の保全、景観の保全に十分配慮する。また、周辺景観との調和を図るため、必要に応じて周辺景観の誘導・規制等について関係機関と調整していくとともに、貴重なオープンスペースとしての河川空間の多様な利用が適正に行われるよう、治水・利水・環境との調和を図る。	・ 河川敷地の占用、許可工作物の設置について追記
68	狩野川流域全体の健全な水循環系の構築を目指し、地下水利用の適正化、流域の水利用の合理化、上流域の森林保全、地下水涵養、下水道整備等を関係機関や地域住民と連携しながら流域一体となった取組を推進する。とりわけ、減少傾向にある柿田川などの湧水は、地域の生活・産業を支える一方、貴重な環境を育んでいることから、その保全を図る。		・ 32 へ移動
69	河川の維持管理に関しては、災害の発生の防止、河川の適正な利用、流水の正常な機能の維持及び河川環境の整備と保全の観点から、河川の有する多面的機能を十分に発揮できるように地域住民や関係機関と連携しながら適切に行う。特に、狩野川放水路をはじめ排水機場、樋門等の河川管理施設の機能改善等を計画的に実施し、これらの施設管理に当たっては、操作の確実性を確保しつつ、高度化、効率化を図る。また、河道内の植生群落については、河川環境の保全及び災害防止の観点から適正に管理する。		・ 33 へ移動
70	湧水の保全や河川清掃・河川愛護活動など、地域住民が自主的に行う河川管理への幅広い参画等を支援するとともに、		・ 33 へ移動

	狩野川水系河川整備基本方針(平成 12 年 12 月策定)	狩野川水系河川整備基本方針(変更案)	変更理由
	関係機関等との連携を強化し、流域全体の河川環境の向上に努める。		
71	河川の利用に当たっては、自然豊かな河川環境の保全に努める。また、多様な地域の要望に対応するため、利用者間の調整を行い、地域住民が河川空間をより身近な空間として利用できるよう適正に管理するとともに、自主的に管理を行う取組の促進を図る。また、河口部の不法係留に対処する等、適正な河川利用を図る。	河川の利用に当たっては、自然豊かな河川環境の保全に努める。また、多様な地域の要望に対応するため、利用者間の調整を行い、地域住民が河川空間をより身近な空間として利用できるよう適正に管理するとともに、自主的に管理を行う取組の促進を図る。また、河口部の不法係留に対処する等、適正な河川利用を図る。	
72	流域の豊かな自然環境、地域の風土・文化を踏まえ、魅力的で活力あふれる地域づくりの軸となる狩野川とするため、沿川の自治体が立案する地域計画との連携・調整を図りつつ、地域住民や関係機関等との協働作業による河川整備を推進する。また、河川に関する情報を幅広く提供するとともに、地域住民との対話を進め、地域住民の自発的な参加を促し、地域住民の川づくりの活動との連携・支援を推進する。	流域の豊かな自然環境、地域の風土・文化を踏まえ、魅力的で活力あふれる地域づくりの軸となる狩野川とするため、沿川の自治体が立案する地域計画との連携・調整を図りつつ、地域住民や関係機関等との協働作業による河川整備を推進する。また、河川に関する情報を幅広く提供するとともに、地域住民との対話を進め、地域住民の自発的な参加を促し、地域住民の川づくりの活動との連携・支援を推進する。	
73	2. 河川の整備の基本となるべき方針 (1) 基本高水並びにその河道及び洪水調節施設への配分に関する事項	2. 河川の整備の基本となるべき方針 (1) 基本高水並びにその河道及び洪水調節施設への配分に関する事項	
74	基本高水は、昭和 33 年 9 月洪水等の既往洪水について検討した結果、そのピーク流量を基準地点大仁において 4,000m ³ /sec とし、これを河道に配分する。	基本高水は、昭和 33 年(1958 年) 9 月洪水、昭和 57 年(1982 年) 9 月洪水、昭和 60 年(1985 年) 6 月洪水、平成 16 年(2004 年) 10 月洪水、令和元年(2019 年) 10 月洪水等の既往洪水について検討し、気候変動により予測される将来の降雨量の増加等を考慮した結果、そのピーク流量を基準地点大仁において 4,600m ³ /s とし、これを河道に配分する。	・ 西暦追記 ・ 基本高水ピーク流量等変更

	狩野川水系河川整備基本方針(平成12年12月策定)					狩野川水系河川整備基本方針(変更案)					変更理由
75						なお、気候変動の状況やその予測に係る技術・知見の蓄積や、流域の土地利用や雨水の貯留、沿川の遊水機能の変化等に伴う流域からの流出特性や流下特性が変化し、また、その効果の評価技術の向上など、基本高水のピーク流量の算出や河道と洪水調節施設等の配分に係る前提条件が著しく変化することが明らかとなった場合には、必要に応じこれを見直すこととする。					・気候変動を踏まえた記載を追記
76	基本高水のピーク流量等一覧表					基本高水のピーク流量等一覧表					・基本高水ピーク流量等変更
	河川名	基準地点	基本高水のピーク流量 (m³/sec)	洪水調整施設による調整流量 (m³/sec)	河道への配分流量 (m³/sec)	河川名	基準地点	基本高水のピーク流量 (m³/s)	洪水調整施設等による調整流量 (m³/s)	河道への配分流量 (m³/s)	
	狩野川	大仁	4,000	0	4,000	狩野川	大仁	4,600	0	4,600	
77	(2) 主要な地点における計画高水流量に関する事項					(2) 主要な地点における計画高水流量に関する事項					
78	計画高水流量は、大仁において4,000m³/secとし、伊豆長岡町古奈において狩野川放水路へ2,000m³/secを分派し、さらに来光川、大場川及び黄瀬川等の支川の流量を合わせて黒瀬において3,600m³/secとし、その下流では河口まで同流量とする。					計画高水流量は、基準地点大仁において4,600m³/sとし、貯留・遊水機能を踏まえたうえで主要な地点の千歳橋4,900m³/sを狩野川放水路への分流量3,400m³/s、主要な地点の壱之上で1,500m³/sとする。さらに来光川、大場川及び黄瀬川等の支川の流量を合わせて黒瀬において3,600m³/sとし、その下流は河口まで同流量とする。 また、支川黄瀬川については1,600m³/s、上流部での貯留・遊水機能を踏まえたうえで、大場川については460m³/s、来光					・流量の変更 ・支川及び主要な地点の流量の説明を追加

	狩野川水系河川整備基本方針(平成 12 年 12 月策定)	狩野川水系河川整備基本方針(変更案)	変更理由																														
		川については400m ³ /sとする。																															
79	狩野川計画高水流量 (単位: m³/sec)	狩野川計画高水流量 (単位: m³/s)	・ 主要地点の追加 ・ 本川及び支川の計画高水流量の変更																														
80	(3) 主要な地点における計画高水位及び計画横断形に係る川幅に関する事項	(3) 主要な地点における計画高水位及び計画横断形に係る川幅に関する事項																															
81	本水系の主要な地点における計画高水位及び計画横断形に係る概ねの川幅は、次表のとおりとする。	本水系の主要な地点における計画高水位及び計画横断形に係る概ねの川幅は、次表のとおりとする。																															
82	<table><tr><th colspan="5">主要な地点における計画高水水位及び川幅一覧表</th></tr><tr><th>河川名</th><th>地点名</th><th>河口又は合流点からの距離(km)</th><th>計画高水位 T. P. (m)</th><th>川幅 (m)</th></tr><tr><td>狩 野 川</td><td>大 仁</td><td>河口から 25. 6</td><td>31. 74</td><td>170</td></tr></table>	主要な地点における計画高水水位及び川幅一覧表					河川名	地点名	河口又は合流点からの距離(km)	計画高水位 T. P. (m)	川幅 (m)	狩 野 川	大 仁	河口から 25. 6	31. 74	170	<table><tr><th colspan="5">主要な地点における計画高水水位及び川幅一覧表</th></tr><tr><th>河川名</th><th>地点名</th><th>河口又は合流点からの距離(km)</th><th>計画高水位 T. P. (m)</th><th>川幅 (m)</th></tr><tr><td>狩 野 川</td><td>大 仁</td><td>河口から 25. 6</td><td>31. 74</td><td>170</td></tr></table>	主要な地点における計画高水水位及び川幅一覧表					河川名	地点名	河口又は合流点からの距離(km)	計画高水位 T. P. (m)	川幅 (m)	狩 野 川	大 仁	河口から 25. 6	31. 74	170	
主要な地点における計画高水水位及び川幅一覧表																																	
河川名	地点名	河口又は合流点からの距離(km)	計画高水位 T. P. (m)	川幅 (m)																													
狩 野 川	大 仁	河口から 25. 6	31. 74	170																													
主要な地点における計画高水水位及び川幅一覧表																																	
河川名	地点名	河口又は合流点からの距離(km)	計画高水位 T. P. (m)	川幅 (m)																													
狩 野 川	大 仁	河口から 25. 6	31. 74	170																													

		狩野川水系河川整備基本方針(平成 12 年 12 月策定)					狩野川水系河川整備基本方針(変更案)					変更理由
		徳倉	河口から 7.8	11.12	150		千歳橋	河口から 18.8	16.63	200		
		黒瀬	河口から 3.4	7.41	150		壺之上	河口から 17.6	15.09	250		
	狩野川放水路	鏡橋	狩野川放水路 河口から 2.5	12.69	90		徳倉	河口から 7.8	11.12	150		
							黒瀬	河口から 3.4	7.41	150		
	来光川	蛇ヶ橋	狩野川合流点 から 0.4	13.41	60	狩野川放水路	鏡橋	狩野川放水路 河口から 2.5	12.69	90		
	大場川	大場	〃 1.0	12.97	60	来光川	蛇ヶ橋	狩野川合流点 から 0.4	13.41	60		
	黄瀬川	本宿	〃 2.7	19.18	80							
	(注) T. P. : 東京湾中等潮位					大場川	大場	〃 1.0	12.97	60		
						黄瀬川	本宿	〃 2.7	19.18	80		
						(注) T. P. : 東京湾中等潮位						
83						計画高潮位は、海岸管理者と連携し、気候変動による予測をもとに平均海面水位の上昇量や潮位偏差の増加量を適切に評価し、海岸保全基本計画との整合を図りながら必要に応じて設定を行う。					・気候変動による潮位への影響について追記	
84	(4) 主要な地点における流水の正常な機能を維持するため必要な流量に関する事項					(4) 主要な地点における流水の正常な機能を維持するため必要な流量に関する事項						
85	大仁地点から本川下流における既得水利としては、農業用水として約 4.49m³/sec、水道用水として 0.15m³/sec、雑用水として約 0.08m³/sec、計約 4.72m³/sec の許可水利とこの他にかんがい面積約 20ha の慣行水利がある。					大仁地点から本川下流における既得水利としては、農業用水として約 4.17m³/s、水道用水として 0.15m³/s、雑用水として約 0.23m³/s、計約 4.55m³/s の許可水利とこの他にかんがい面積約 23.7ha の慣行水利がある。					時点更新	
86	これに対して、大仁地点における過去 30 年間（昭和 44 年～平成 10 年）の平均渇水流量は約 8.0m³/sec、平均低水流量					これに対して、大仁地点における過去 52 年間（昭和 44 年～令和 2 年）の平均渇水流量は約 8.5m³/s、平均低水流量は約 11.8m³/s である。					時点更新	

	狩野川水系河川整備基本方針(平成 12 年 12 月策定)	狩野川水系河川整備基本方針(変更案)	変更理由
	は約 11.4m ³ /sec である。		
87	流水の正常な機能を維持するため、関係機関等との連携のもと健全な水循環系の構築を図りつつ、適正な水利用がなされるよう努める。	大仁地点における流水の正常な機能を維持するために必要な流量については、通年概ね 6.2m ³ /s とする。なお、流水の正常な機能を維持するために必要な流量には水利流量が含まれているため、水利使用等の変更に伴い、当該流量は増減するものである。	正常流量を明記

	狩野川水系河川整備基本方針(平成12年12月策定)	狩野川水系河川整備基本方針(変更案)	変更理由
87	(参考図) 狩野川水系図	(参考図) 狩野川水系図	